

## 京都大学国際高等教育院規程

(平成25年3月27日達示第7号)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人京都大学の組織に関する規程(平成16年達示第1号)第47条第2項の規定に基づき、京都大学国際高等教育院(以下「教育院」という。)に関し必要な事項を定める。

(教養・共通教育の実施責任)

第2条 教育院は、京都大学(以下「本学」という。)における教養・共通教育を実施するとともに、教養・共通教育全体の企画及び運営を総括する。

(教養・共通教育の理念)

第3条 前条の教養・共通教育は、各学部の行う学部教育と併せて、個々の学問領域を超えた幅広い分野に共通する基礎的な知識及び方法を教授するとともに、学生が高度な学術文化に触れることを通して豊かな人間性を育むための教育を実施することを目的として、教養教育科目、基礎教育科目、外国語教育科目等を適切に履修することができるよう教育課程を編成して実施する。

(教育院長)

第4条 教育院に、教育院長を置く。

2 教育院長は、本学の副学長又は専任の教授のうちから、総長が教育研究評議会の承認を得て指名する。

3 教育院長の任期は、2年の範囲内で総長が定める。ただし、指名する総長の任期の終期を超えることはできない。

4 教育院長は、再任されることがある。

5 教育院長は、教育院の業務を掌理するとともに、本学における教養・共通教育の責任者として、その実施並びに企画及び運営について統括する。

(副教育院長)

第5条 教育院に、副教育院長を置く。

2 副教育院長は、本学の専任の教授のうちから、教育院長が指名し、総長が委嘱する。

3 副教育院長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、指名する教育院長の任期の終期を超えることはできない。

4 副教育院長は、教育院長を補佐し、教育院長に事故があるときは、その職務を代行する。

(教養・共通教育協議会)

第6条 教育院に、次の各号に掲げる事項を審議するため、教養・共通教育協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(1) 各学部の意向を前提とする教養・共通教育の実施方針及び教育課程の編成方針の策定に関すること。

(2) 各部の各教室(第17条第1項に定める教室をいう。以下同じ。)の教員配置数及び関係部局に関すること。

(3) その他教育院の人事、予算等に関する重要なこと。

2 協議会は、前項第1号から第3号までに定めるもののうち、協議会の指定する事項について、第20条に定める教授会に事前審議を求め、又は審議を委任してその議決をもって協議会の議決とすることができる。

3 前項の事前審議、委任事項及び議決に関し必要な事項は、協議会が定める。

第7条 協議会は、次の各号に掲げる協議員で組織する。

- (1) 教育院長
- (2) 副教育院長
- (3) 各学部長
- (4) エネルギー科学研究科、アジア・アフリカ地域研究研究科、情報学研究科、生命科学研究所及び地球環境学堂の長のうちから1名
- (5) 研究所長又はセンター長 1名
- (6) 各教育部長（第18条に定めるものをいう。第11条第1項第2号において同じ。）

第8条 協議会に議長及び副議長を置く。

2 議長は教育院長をもって充て、副議長は前条第2号から第6号までの協議員のうちから議長が指名する。

3 議長は、協議会を招集する。

4 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代行する。

第9条 協議会は、協議員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。

2 協議会の議事は、出席協議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

3 前2項に定めるもののほか、協議会の議事の運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

（企画評価専門委員会）

第10条 協議会に、教養・共通教育に係る次の各号に掲げる事項を審議し、協議会に提案させるため、企画評価専門委員会を置く。

- (1) カリキュラム編成に関すること。
- (2) 成績基準及び成績評価の方法に関すること。
- (3) 実施状況及び教育院の組織、運営等の状況の評価並びにその結果を踏まえた科目、その内容及び配分、教育方法等の改善方策等に関すること。
- (4) ファカルティ・ディベロップメントに関すること。
- (5) その他協議会が必要と認めること。

第11条 企画評価専門委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。

- (1) 教育院長及び副教育院長
- (2) 各教育部長
- (3) 各学部等の推薦する教育院の専任教員 各1名以上
- (4) 各部（第17条第1項に定める部をいう。第14条第1項において同じ。）の専任教員 各若干名

2 前項第3号及び第4号の委員は、教育院長が委嘱する。

3 第1項第4号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 第1項第4号の委員は、再任されることがある。ただし、引き続き4年を超えることはできない。

第12条 企画評価専門委員会に、委員長を置き、教育院長をもって充てる。

2 委員長は、企画評価専門委員会を招集し、議長となる。

第13条 第9条の規定は、企画評価専門委員会について準用する。この場合において、「協議会」、「協議員」とあるのはそれぞれ「企画評価専門委員会」、「委員」と読み替えるものとする。

第14条 企画評価専門委員会に、各部が担う科目に係る企画、立案及び評価を行わせるため、各教室等の区分に応じて、それぞれ分野別部会を置く。

2 分野別部会は、次の各号に掲げる者で組織する。

(1) 各教室の主任及び副主任

(2) 関係学部の教員

3 前2項に定めるもののほか、分野別部会に関し必要な事項は、企画評価専門委員会が定める。

第15条 協議会及び企画評価専門委員会は、必要と認めるときは、協議員又は委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。

第16条 第6条から前条までに定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、協議会が定める。

(部)

第17条 教育院に、次表左欄に掲げる部及び当該部にそれぞれ同表右欄に掲げる教室を置く。

教養教育部 哲学・思想系教室、歴史・文明系教室、芸術・言語文化系教室、行動科学

系教室、地域・文化系教室、社会科学系教室、情報系教室、環境・保健・体育系教室

基礎教育部 数学教室、物理学教室、化学教室、地球科学教室、生物学教室

外国語教育部 英語教室、初修外国語教室

2 前項の部又は教室に、専任教員（年俸制特定教員及び特定外国語担当教員を含む。以下同じ。）又は兼担の教員を置く。

(部長)

第18条 前条第1項の部に、それぞれ部長を置く。

2 部長は、当該部の専任の教授をもって充てる。ただし、必要があるときは、兼担の教授をもって充てることができる。

3 部長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、引き続き4年を超えることはできない。

4 部長は、当該部の業務をつかさどる。

(教室主任)

第19条 第17条第1項の教室に、それぞれ教室主任及び副主任を置く。

2 教室主任は当該教室の業務をつかさどり、副主任は教室主任の職務を補佐する。

(教養教育部教授会等)

第20条 教育院に、次の教授会を置く。

教養教育部教授会

基礎教育部教授会

外国語教育部教授会

第21条 前条の各教授会（以下本条において「各教授会」という。）は、第6条第2項の規定により協議会が指定する事項に係る審議及び当該部が行う教育の実施に係る検討、自己評価等を行う。

2 各教授会は、当該部の部長及び専任教員で組織する。

3 各教授会に、議長を置き、当該部の部長をもって充てる。

4 前3項に定めるもののほか、各教授会の議事運営に関し必要な事項は、各教授会が定める。

（事務組織）

第22条 教育院の事務組織については、京都大学事務組織規程（平成16年達示第60号）の定めるところによる。

（内部組織に関する委任）

第23条 この規程に定めるもののほか、教育院の内部組織については、協議会の議を経て教育院長が定める。

（雑則）

第24条 この規程に定めるもののほか、本学の全学共通教育の実施に関し必要な事項は、協議会の議を経て教育院長が定める。

附 則

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

2 京都大学における全学共通教育の実施に関する規程（平成15年達示第1号）は、廃止する。